

○久米島町結婚披露宴助成金支給条例

平成21年3月18日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、久米島町内において結婚披露宴を挙げる夫婦に対し結婚披露宴助成金(以下「助成金」という。)を支給し、結婚披露宴の島内実施を促進することにより、町民の負担軽減と島内経済の活性化を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 助成金は、次の各号に該当するものに予算の範囲内で支給する。

- (1) 町内で結婚披露宴を挙げる者
- (2) 新郎・新婦どちらかが本町に住民登録を有している者
- (3) 共通資格要件として、町民税等(町民税・国保税・保育料等)の納税義務者にあつては完納している者

2 前項に定めるもののほか、町長が特別に支給する必要があると認めるもので、規則で定める者には助成金を支給することができる。

(委任)

第3条 この条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の施行のため、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第13号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。